

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (令和3年9月～令和4年8月) について

(趣旨)

委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を担保するため、委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表することとなっている。

今回で委員会発足後7度目となる活動状況の報告書(案)(令和3年9月～令和4年8月)の公表について、ご審議をいただく。

1. 報告書(案)の構成と概要(詳細は資料5-1を参照)

第1章 電力の小売市場・卸市場に関する取組

1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

- ・ 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、令和4年8月末時点での登録件数は小売電気事業738件、小売供給29件となった。

1. 2. 電力取引報の公表

- ・ 電気事業者から電気の小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

1. 3. 各種相談への対応

- ・ 相談・情報提供窓口を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行ったほか、消費者へのアドバイスや電気・ガスの相談事例を記載したプレスリリースを2回行った。

1. 4. 小売取引の監視等

- ・ 電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。

1. 5. みなし小売電気事業者に対する監査

- ・ みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者10社のうち、1事業者に所要の指導を行った。

1. 6. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

- ・ 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者9社について、変更認可申請を命じる必要がある事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。

1. 7. 卸取引の監視

- ・ スポット市場における監視の結果について情報の公開を進めてきたことに加え、複数件の誤入札を確認したため、当該事業者に対して再発防止策の徹底を求めるとともに入札参加者への注意喚起を行った。
- ・ ベースロード市場における監視の結果、一部の大規模発電事業者では想定時の発電コストの中に算定の誤りが発生していたことを確認したため、当該事業者に対して注意喚起を行った。

1. 8. 卸電力取引の活性化

- ・ 旧一般電気事業者各社の内外無差別な卸売のコミットメントの履行状況（令和4年度受渡し分）のフォローアップを行い、内外無差別な取組の進捗を確認した。また、令和5年度当初からの通年契約に向けて、①交渉スケジュールの明示、②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断等、の取組を求めることとした。

1. 9. 市場連動型料金メニューの説明に関する建議

- ・ 日本卸電力取引所のスポット市場価格を参照して電気料金単価を変動させる料金メニュー（以下「市場連動型料金メニュー」という。）の説明・情報提供の在り方に関して「電力の小売営業に関する指針」を改定することにつき、経済産業大臣に建議した。

1. 10. 発電関連情報の公開及び旧一般電気事業者のスポット市場における自主的取組に関する建議

- ・ 委員会は、発電に関する情報公開及び相場操縦行為の明確化に関して「適正な電力取引についての指針」を改定することにつき、経済産業大臣に建議した。

第2章. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

- ・ 令和3年9月1日～令和4年8月31日までの期間について、一般送配電事業者等の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

- ・ 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給等収支」、「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」及び「約款の運用等」を重点的に確認し、対象事業者13社のうち8事業者に所要の指導を行った。

2. 3. 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

- ・ 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者10社について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨を大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討
 - ・ 調整力公募や需給調整市場における調整力の調達等に関して、制度設計専門会合等で議論・検討を進めた。
2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計
 - ・ 令和4年度以降のインバランス料金制度について、制度設計専門会合で議論・検討を進めた。
2. 6. 新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度・発電側課金)の詳細設計、収入の見通しの関連書類の検証
 - ・ 令和5年度より導入予定の新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)について、詳細設計を行った。
 - ・ 一般送配電事業者から提出された収入の見通しの関連書類について、検証を開始した。
2. 7. 一般送配電事業者による情報共有等に関する建議
 - ・ 需給ひっ迫時等緊急時の一般送配電事業者による情報共有等に関して「適正な電力取引についての指針」を改定することにつき、経済産業大臣に建議した。
2. 8. 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定に関する建議
 - ・ バランシンググループ内におけるインバランス料金の連帯債務のリスクに関して、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定を経済産業大臣に建議した。
2. 9. 最終保障供給の料金体系の見直しに関する検証
 - ・ 一般送配電事業者の最終保証供給料金が小売電気事業者の自由料金を下回る、いわゆる逆ざや状態を解消するため、従来の最終保障供給における電力量料金を卸電力市場価格が上回る場合、その差分を補正項として電力量料金に加算する等の最終保障供給料金に見直しに関する検証を行った。

第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組

3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査
 - ・ ガス小売登録について審査した結果、令和4年8月末時点での登録件数は 1366 件となった。
3. 2. ガス取引報の公表
 - ・ ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。
3. 3. 各種相談への対応

- ・ 相談・情報提供窓口を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行ったほか、消費者へのアドバイスや電気・ガスの相談事例を記載したプレスリリースを2回行った。

3. 4. 小売取引の監視等

- ・ ガスの小売営業に関して、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。

3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

- ・ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者9社のうち、業務改善勧告や文書指導に至るような事業者はいなかった。

3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価及び特別な事後監視

- ・ 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者6社について、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- ・ ガスの特別な事後監視の結果、令和3年9月～令和4年8月においては、1事業者に対して文書指導を行った。
- ・ 令和3年2月に東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社によるコミットメントが行われたことを受け、同年10月に東京瓦斯株式会社及び大阪瓦斯株式会社に対する経過措置料金規制解除が行われた。

3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ

- ・ ガス大手3者が令和3年2月に行ったコミットメントが遵守されているかフォローアップを行った。

第4章. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視

- ・ 令和3年9月1日～令和4年8月31日までの期間について、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査

- ・ 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給収支」及び「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認し、対象事業者256社のうち57事業者に所要の指導を行った。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

- 令和3年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、6社（うち1社においては2地区）については、令和2年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることを確認した。また、6社については、令和2年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していることを確認した。さらに、基準を超過した事業者について、追加的な分析・評価として料金改定届出の内容等について分析を行った。

第5章. 熱供給事業に関する取組

5. 1. 熱供給事業者の登録に係る審査

- 令和3年9月～令和4年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請は1件であった。（令和4年8月末時点の登録事業者数は76社136地域）。

第6章. 広報、紛争処理等

6. 1. 広報/消費者対策

- 委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施するとともに、消費者保護強化のため、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

6. 2. 国際的な取組

- 海外のエネルギー規制機関と連携し、意見交換・情報収集を行った。

6. 3. 紛争処理

- あっせん及び仲裁の申請、苦情の申出はなかった。

参考資料

- 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（令和３年９月～令和４年８月）
- 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（令和３年９月～令和４年８月）
- 4 2021 年度電気事業監査結果
- 5 旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策コミットメント実効性確保に向けた取組について
- 6 旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策について
- 7 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について
- 8 「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について（令和４年７月 22 日建議分）
- 9 一般送配電事業者の 2020 年度収支状況の事後評価等とりまとめ
- 10 料金制度専門会合中間とりまとめ
- 11 「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について（令和３年 10 月 6 日建議分）
- 12 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定の建議について
- 13 2021 年度ガス事業監査結果
- 14 ガス導管事業者の 2020 年度託送収支の事後評価とりまとめ

2. 公表方法

委員会 HP で公表

○参考条文

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

（公表）

第六十六条の十六 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。